

第6章 整備

1 保存のための整備方針

本特別天然記念物において、保存上の課題は、明確な整備方針が示されるものと、どのような整備が適しているか、模索する必要があるものに分かれていることは、第3章の「3 本特別天然記念物が抱える課題」に記載のとおりです。そこで保存のための整備方針は、明確な整備方針が示されることについては着実な整備実施を、模索する必要がある整備についてはモニタリングを重ねることを基本とします。

(1) 噴湯丘

一部の噴湯丘で、樹木の根が噴湯丘を抱え込んでおり、噴湯丘の形状を損なうおそれがある場合には、土地所有者と合意の上、立木を適切に処理し、噴湯丘を保存します。また、噴湯丘の周囲に生育する高木の健全性を評価し、倒木のおそれが高い木は伐採するなど適切に処理します。

噴湯丘を覆う土壌やコケは、噴湯丘を風化させることが懸念されます。しかしながら降水による噴湯丘の溶食と土壌等の被覆がもたらす風化のうち、どちらが噴湯丘の劣化に影響が大きいのか、現段階では明らかになっていません。コケや土壌の被覆は、これを除去することは降水による溶食を促進する懸念もあります。これらの影響を把握し、保存のための整備の内容を明らかにするためには、本質的価値に与える影響を最低限にとどめる配慮を講じつつ、実験的な取組みを進めることが有効です。具体的には、噴湯丘の一部を対象にコケや土壌をはぎ取り、一定期間の後、溶食の進行具合をモニタリングしつつ、適切な措置を講じます。

なお、新たな噴湯丘が発見された場合は、その生成環境を維持するとともに、専門家による調査を行います。

(2) 球状石灰石

球状石灰石は、今なお生成されている場所では、許可を得ずに球状石灰石が指定域外に持ち出されないよう、侵入防止措置を常に講じます。また、のり面の崩落といった自然現象や人為的な改変（現状変更等）に伴って埋土していた石灰華が新たに露出した場合には、その中に球状石灰石が含まれていないか、松本市教育委員会が有識者とともに確認し、必要に応じて保存措置を講じます。

2 活用のための整備方針

従来、本特別天然記念物においては、本質的価値が十分に周知されていなかったこともあり、活用のための整備は十分に行われてきていません。そこで、本特別天

然記念物を持続的に活用しつつ価値を周知し、それによってさらに保存が十全になされるといふ循環を生み出すための整備方針を以下のように定めます。

なお、本特別天然記念物の指定範囲は、重小屋原地区と小梨平地区に分かれています。現状では、両地区を結ぶのは歩道がない県道のみであり、指定範囲全体を歩きながら観察する条件は整っていません。こうした、重小屋原地区と小梨平地区を結ぶ歩道等の整備は、白骨温泉の観光振興等に直結する、文化財というテーマにはとどまらない事案ですので、多様な関係者の中で今後、具体的な検討を進めます。

(1) 噴湯丘

本特別天然記念物における活用の主なフィールドは、重小屋原地区にある噴湯丘（A地区）です。来訪者が間近で、かつ安全を確保しながら、詳細に観察できるようにすること、さらに噴湯丘の成り立ちを容易に理解できる仕組みを構築し、運用することを整備方針とします。

噴湯丘については、現状のように土壌やコケが覆う実態を遠巻きに観察するだけでは、その成り立ちや形態的特徴を観察者が理解することは困難です。噴湯丘の成り立ちや形態的特徴は、頂部を欠く円錐形や台形状の丘がよく確認でき、かつ噴出孔が明確に視認できてこそ、理解できるものだからです。そのためには、土壌やコケが特に噴出孔を覆っていない状況を維持すること、更にこれらを安全に、かつ間近に観察できる視点場が整備されていることが重要です。そこで、噴出孔が視認できる視点場（木道等）を整備するとともに、噴出孔が露出するよう整備します。その際、視点場の整備においては、溶食を受けた石灰華がもたらす凹凸が顕著な微地形に与える影響を最低限にするように配慮します。また噴出孔が露出するような整備は、噴湯丘に与える影響をモニタリングし、保存に影響がないことを確認の上で、定例的に地域住民及び市関係者が協働して実施します。

更にガイダンス施設や噴湯丘付近には、観察者の理解を助けるサイン類やパンフレット類を整備します。

(2) 球状石灰石

現在、野外で球状石灰石を安全に観察することは困難です。そのため、白骨温泉への来訪者がまず訪れる拠点施設において、展示機能を有する設備を整備し、球状石灰石の詳細を知らせる仕組みを構築し、運用します。また、球状石灰石を保存・保管する温泉事業者等も公開に協力し、来訪者に積極的に公開します。

3 保存・活用等に関する整備構想

本計画においては、保存及び活用のための整備方針に基づいて、以下の整備構想を定めます（表 6-1、図 6-1）。整備に際しては、事前に後述の「特別天然記念物 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石 保存活用協議会」に計画を諮り、本質的価値の保存を確実にするとともに、施工中及び施工後も市教育委員会が不定期に状態を確認し、保存・活用のバランスを図ります。また、本特別天然記念物が国立公園内に位置することを踏まえ、自然公園法とも整合を図ります。

表 6-1 保存・活用等に関する整備構想

項目	整備構想
保存のための整備	
境界杭（または柵）の設置	A地区のうち、確認されている噴湯丘の周囲には、噴湯丘への影響を踏まえ、境界を明確にする整備を行う。
侵入防止柵の設置	球状石灰石が生成する場所では、侵入防止柵を設置する。
活用のための整備	
解説標識	A地区において見学者が理解できるよう、本質的価値や本特別天然記念物の成り立ちを解説する標識を設置する。
誘導標識	噴湯丘の位置を示す誘導標識を見学者動線（道路）沿いに設置する。
観察路	噴湯丘をき損することなく、見学者が安全に見学できる観察路をA地区に整備する。
展示施設	白骨温泉を来訪する利用者が立ち寄るスペースの一部に、本特別天然記念物の成り立ちや本質的価値を解説する展示施設を整備する。
パンフレット類	見学者や白骨温泉利用者が安全に、かつ効果的に本特別天然記念物を見学できるよう、本質的価値や成り立ちを解説したパンフレット類を整備する。

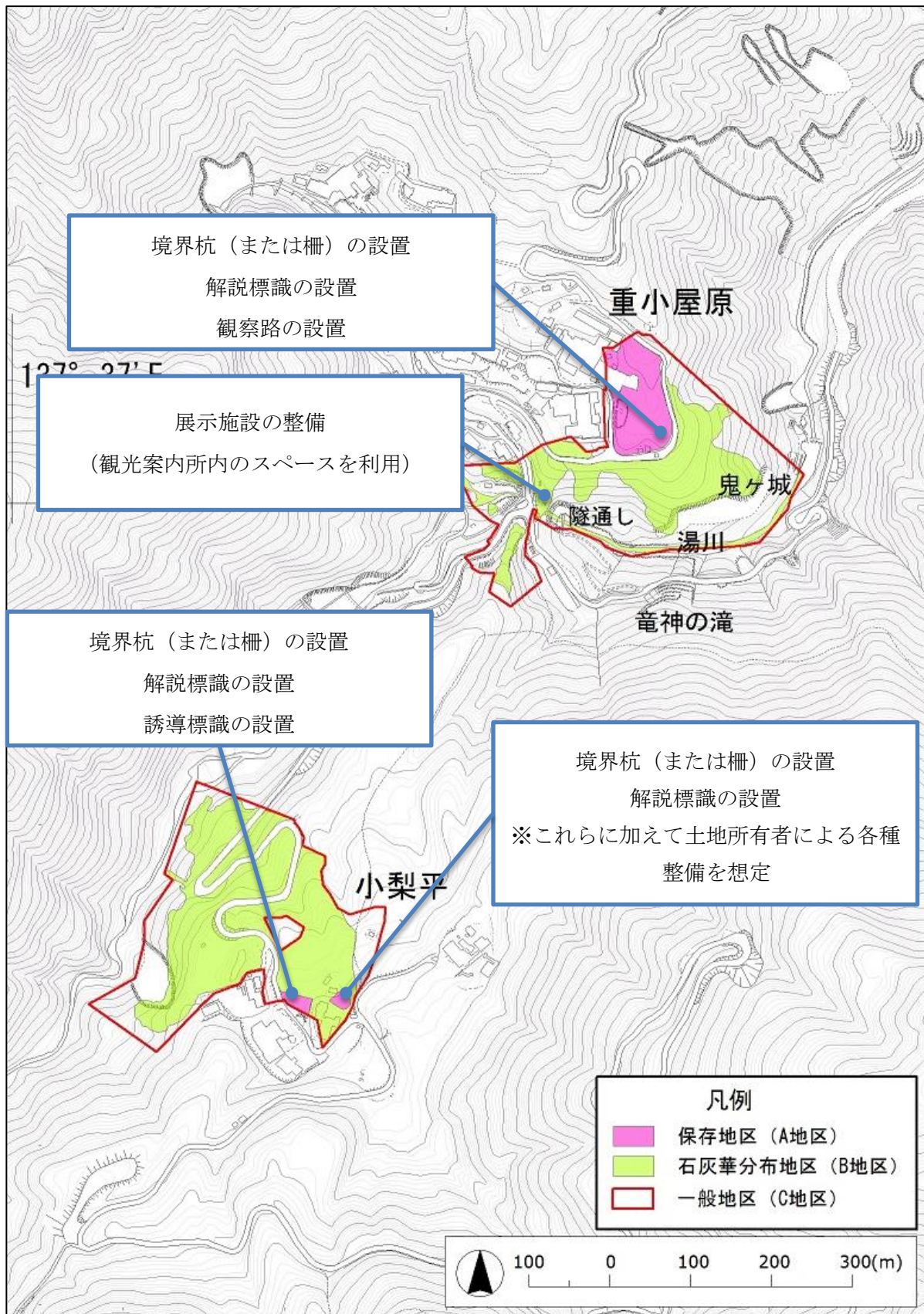


図 6-1 保存・活用等に関する整備構想